

養護老人ホーム安生園
重要事項説明書



社会福祉法人
青森県すこやか福祉事業団

1 施設の目的と運営方針

社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団が経営する養護老人ホーム安生園（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、本人が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な支援及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

施設は、利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活を維持できる環境を提供するとともに、利用者の支援に関する計画（以下、「支援計画」という。）に基づき、自立のための援助や社会参加の促進に努めるものとする。

2 施設の内容

- (1) 名称 養護老人ホーム 安生園
- (2) 所在地 青森県青森市大字浜館字間瀬 8 5 番地 1

3 生活の概要

当園では、60 名の方が生活をしております。園での生活においては、利用される皆様それぞれの自主性を尊重した生活環境の中で、自立した生活を送って頂くことを基本として個々の要望を踏まえながら支援員及び生活相談員が対応（支援）しています。

また、クラブ活動や諸行事等を通じて、利用される方が生き生きと生活するための支援に努めています。

4 支援体制

利用者の方には、2 名の職員（支援員、生活相談員）が担当職員として配置され、対応にあたっています。

また、状況によっては、ご家族と共に対応する場合があります。

支援員の用務	生活相談員の用務
①住環境の整備（居室内の整理・整頓、保健・衛生の保持等） ②生活面の支援（衣類・入浴・身嗜み・食事等の支援） ③預金の出納（通帳払戻請求手続）及び小遣金の管理（依頼者のみ） ④領収書等の管理（収入申告用） ⑤通院の対応（定期通院等は除く） ⑥生きがい活動の支援	①相談（困り事）対応 ②預金通帳の管理 ③関係機関等との連絡調整等（行政機関、年金、医療、福祉、介護保険） ④個別支援計画の作成等 ⑤各種申告業務 ⑥退所に係る動向調査 ⑦ご家族との連携

5 利用内容（日課）

（1）起床・就寝

起床	6：00	※起床後は、自室の掃除・整理、居室ごみの処理、洗濯等をしていただいております。 ※廊下など共用部分は20:30に消灯します。
就寝	21：00	

（2）食 事

朝食	7：00 ～8：15	※食事提供にあたっては、感染対策を講じた配膳形式で提供しております。 ※1回目：1階利用者へ食事提供 2回目：2階利用者へ食事提供
昼食	11：30 ～12：30	
夕食	16：30 ～18：00	

（3）入 浴

介護や見守りを要する方	9：30 ～11：00	・男性入浴日：月曜日・水曜日・金曜日 ・女性入浴日：火曜日・木曜日・土曜日 ※集団でのマナーを守り、周囲に気配りの上、入浴して下さい。 ※ヘルパー入浴については、提供予定時間帯での入浴対応となります。
一般入浴	14：00 ～16：30	

（4）運動等

ラジオ体操	8：45	廊下
転倒予防体操	13：30	集会室
健康体操	14：00	ラジオ体操＋園内ウォーク
水分補給	14：30	食堂及び居室

（5）居室巡回（職員）

起床時	6：00～	夜 間	19：30～
午 前	10：00～	就寝時	22：00～
午 後	14：30～		
午 後（休日）	14：30～		

※22：00から翌朝6：00までは、ナースコール対応となります。

※体調不良者には深夜帯においても定時巡回（様子観察）しております。

6 フレイル予防等の支援

“生きがい”や“潤い”をもって生活していただくため、各種クラブ活動や体力作り、季節に合わせた様々な行事を行っています。

（1）クラブ活動及び体力作り

- ・クラブ活動（書道、華道、カラオケ、園芸、相撲星取）
- ・転倒予防体操、音楽療法

(2) 行 事・イベント

観桜会、納涼夏祭り、敬老会、文化祭、年忘れお楽しみ会、ミニ運動会等

(3) 地域交流事業

各学校や幼稚園等からの交流依頼や、演芸団体からの訪問交流などの、依頼があった際は、感染症等の状況を見極め実施予定。

(4) 保健・衛生

嘱託医診察(内科)	月 2 回	健康診断	年 2 回
嘱託医医療相談(精神科)	月 1 回	検温・血圧・体重測定	月 1 回
協力医検診(歯科)	年 1 回	理美容 (有料)	月 2 回

※歯科検診は、2 グループに分けて実施

(5) 訪問販売等

ヤクルト	週 1 回	パン	月 2～3 回
県民生協 (外販)	月 2 回	クリーニング	週 2 回

(6) その他

集会室や各ディルームに新聞やトランプ等を設置しております。

また、利用者の希望や状況を聞き、外出や買物、地域の方々との交流等も支援しています。

7 面 会

面会は、概ね午前 8 時から午後 5 時頃までとさせていただきます。(緊急時を除く。)

8 外出・外泊

事故防止のため介助や見守りを要する方を除き、買物や通院は自由となっております。また、ご家族宅への外泊も自由としておりますが、感染症等のリスクがある場合は、ご遠慮いただくことがありますので事前にご確認ください。

9 通院・入院

(1) 通 院

利用される方の意向を尊重し、通院先を決めていただいております。なお、通院にあたっては、ご家族に付き添いをお願いする場合がありますので予めご了承ください。

また、当園の協力病院（一般内科、循環器内科、消化器内科、血管外科、整形外科、耳鼻咽喉科、精神科心療内科）もご利用できます。詳細は職員までお尋ねください。

(2) 入 院

入院が必要となった場合は、早急にご家族に連絡いたします。医師からの病状説明や入院手続はご家族の対応となりますので予めご了承ください。必要に応じて入院中の付添を病院から依頼されることもあります。その際は、ご家族が対応されるか家政婦紹介所（実費負担）から派遣してもらい対応しております。

また、容態が急変した場合は、深夜でもご家族に連絡されますので、ご了承願います。

なお、入院が長引き（おおむね3ヶ月を経過）、退院の見込みがない場合は、措置権者である市町村の判断により措置解除（退所扱い）となりますが、利用者及びご家族の方々が心配ないよう当園職員が次の入所先をご提案するなど対応させていただきますのでご安心ください。

※入所後に急激な環境の変化によって精神的に不安定な状態を引き起こし、健康を害する場合もあり、ご家族（身元引受人等）に対応をお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。

また、入所後の支援が円滑に行えるよう入所前の生活の様子や健康状態等について、出来るだけ詳しく職員（生活相談員、支援員、看護師）にお伝え願います。

10 金銭の取扱

預金通帳や年金証書などは、紛失や利用者同士の事故防止のため、事務室内の金庫にて保管管理させていただいております。入所時、「所持金等管理依頼書」で依頼を受け管理させていただいております。

「負担金」「医療費（村上病院、サン調剤薬局）」「諸税・保険料」等については、当園職員が代行して出納いたします。

「小遣金」等の払戻については、担当職員を通じて受付し、金銭担当職員より準備が出来次第、複数職員立会の下お渡ししております。（毎週木曜日）

※年末年始・ゴールデンウィーク・お盆・前日が祝日または、園都合の場合は除くこととし、事前にお知らせします。

金銭管理が難しい方については、事務室金庫預かりとして対応させていただいております。

※ 個人管理の金銭等については、紛失等のトラブルがあっても園では責任は負いかねますので御了承ください。

11 介護保険（サービス）の利用

入浴や居室掃除、洗濯、買物等をご自身で行ってもらうことを基本としておりますが、身体的若しくは精神的に自身で行えなくなり、恒常的な援助が必要になった場合、“要介護”“要支援”の認定を受けている方は介護サービス（入浴介助、通院介助、買物付添・代行、居室掃除、洗濯等）に移行していただくこととしております。

なお、介護サービス利用料は個人負担となりますが、年間の収入額（階層）に応じて当園からご本人に介護サービス加算として支払った額の一部が戻ります。

詳しくは、職員にお尋ねください。

12 居室

居室の広さは約4.5帖で、希望によりベッドを無料貸出させていただいております。また、室内にはロッカーダンスや押し入れなど収納スペースがございます。

なお、身体レベルを考慮し、居室を割り振りさせていただいていることから、入所中に居室変更させていただくこともありますのでご了承ください。

13 苦情解決事業等について

苦情や相談等は、担当職員（支援員や生活相談員）を通じて解決することとしておりますが、職員に知られたくない場合などは苦情解決事業を通じて解決することができます。詳細は次のとおりです。

(1) 対応者

苦情解決責任者	園長
苦情相談受付窓口	高齢者支援課長
苦情解決協議会委員	第三者委員（3名）
苦情解決協議会委員	安生園利用者表者

(2) 対応方法

苦情解決事業を通じて解決させたい場合は、次のような流れで対応いたします。

- ①相談・苦情がある旨を苦情相談窓口の職員に告げる。
- ②苦情相談窓口職員は日程調整のうえ相談日を申出者に伝える。
- ③第三者委員又は園長が直接申出者から話を伺う。
- ④苦情解決責任者が解決策等の方針を決め、申出者にその旨を伝え、了解を得たうえで実行する
- ⑤実行後、その結果を申出者に報告のうえ了承いただき解決する。

(3) その他の苦情対応機関

青森県運営適正化委員会

(福祉サービスの苦情相談窓口) 電話017-731-3039

1.4 園内での留意事項（利用者の心得）

- (1) 決められた日課を守り、円滑な団体生活を維持するよう努める。
- (2) お互いに人格を尊重し、親睦と融和を図るよう努める。
- (3) 外出、外泊をする場合は必ず届け出る。
- (4) 体調が悪いときは職員に申し出て早期治療に努める。
- (5) 衣類の汚れは自ら洗濯して、身の回りを常に清潔にするよう努める。
【洗濯が出来ない場合は職員に依頼する。】
- (6) 入浴は、心身をリフレッシュするとともに衛生面を保つために必要であることから習慣化に努める。
- (7) 煙草、その他火気の取り扱いにはお互いに注意し、火災防止に努める。
【喫煙室以外での煙草は厳禁】
- (8) 飲酒及び喫煙は、自分の健康状態を承知し、適量に努める。
- (9) 利用者間の物品等の売買及び金銭の貸借はしない。
- (10) 困ったことやわからないことは、まず担当職員（支援員、生活相談員）によく相談して解決する。(相談内容が外に漏れることはありませんので、気軽に相談して下さい。)

1.4 喫煙上の留意事項（喫煙者の心得）

- (1) タバコは決められた場所（喫煙室）で吸う。
【指定場所以外での喫煙は厳禁】
- (2) 健康に留意し、医者から指導がある場合は吸わないよう努める。
- (3) 火気の取り扱いにはお互いに注意し、火災防止に努める。
- (4) 利用者間でのタバコの売買及び貸借は絶対にしない。
- (5) タバコを吸わない人や病気の人に対して喫煙を勧めない。タバコは自分の身体や周囲の人に害を及ぼすことを理解し、最終的には止めるよう心掛けましょう。

1.5 入所時の携行品等

(1) 生活用品

寝具一式	掛け布団・敷き布団・枕（カバー類）
タオルケット	適宜
毛布、敷布	適宜
パジャマ	適宜
下着類	適宜
外出着	礼服をお持ちの方はご持参ください。（敬老会等参列のため）
普段着	居室に収納可能な範囲でお願いします
洗面具・入浴用具	一式
タオル	適宜（入院時は5枚以上必要となります）
バスタオル	適宜（入院時は3枚以上必要となります）
履物	スリッパ・サンダル、靴等

(2) 家電・家具

- ①電化製品は、テレビ（液晶テレビ：32型以下）とラジカセは持ち込み可能としていますが、その他の電化製品（冷蔵庫、電気ポットなど）はご遠慮願います。
（既に購入済みのテレビがある場合には、32型よりも大型テレビを持ち込み可能ですが、居室が狭くなるので、ご本人が納得した上でお持ち込みをお願いします。）
- ②家具類については、居室内に収納可能な整理棚など持込可能としますが、タンスや鏡台等大型家具はご遠慮願います。

1.6 入所手続時の持参品目と手続等

(1) 持参物品

マイナンバーカード	
年金証書	
健康保険証	
介護保険証	
医療受給者証	受給している方のみ

負担額減額認定証	受給している方のみ
障害者手帳	交付を受けている方のみ
預金通帳	年金が振り込まれている通帳（出来れば青森銀行） ※その他に管理を依頼したい通帳があればご持参ください。
印鑑	預金通帳印鑑及び認印
前年の領収書類	収入申告に使用します。公的年金等源泉徴収票や医療領収書、各種保険料払込通知書など持参してください。
病院の紹介状	現在通院されている方で、当園協力医療機関へ切り換えの方
処方薬	現在服薬されている方（二週間分程度持参）
お薬手帳	

※出納代行手続き上、当園では、青森銀行をメインバンクとしておりますので、入所時においては、出来る限り一本化して下さるようお願いいたします。

(2) 入所手続及びその後の手続（住所変更等）

入所にあたっては、措置機関（市町村）担当者の立会いで書類手続及び通帳等貴重品をお預かりいたします。

身元引受人の方は認印をお忘れなようお願いします。

また、入所日から住所が安生園となります。住所変更などの手続はご本人若しくはご家族等の対応としておりますのでよろしくお願い致します。

なお、年金証書や健康保険証、預金通帳などの住所変更手続につきましても、原則としてご本人若しくはご家族等に手続していただいております。

(3) 各種同意書について

① 養護老人ホーム安生園運営規程について（抜粋）

※利用にあたり、必要な文言を抜粋したものを説明しご了承いただきます。

② 個人情報利用同意書

※病院への情報提供、外部事業所への情報提供、関係機関への情報提供、パンフレットや新聞掲載、広報紙等。

③ 緊急時における延命等に関する意思確認同意書

※各病院等へ搬送された際など、医師から延命等について問われる事があり、施設では、その決定権は無く、必ず身元引受人からの同意が求められます。

④ 施設利用説明確認書

※入園時の説明について確認書に署名捺印をいただきます。

⑤ その他

※その他、必要が生じた際は、都度行います。

2026年 月 日

養護老人ホーム安生園への入所にあたり、入所者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明し交付しました。

事業所

所在地 青森市大字浜館字間瀬85番地1
名称 養護老人ホーム安生園
施設長名 園長 柴田 君仁

説明者

印

私は、本書面により、養護老人ホーム安生園への入所についての重要事項の説明を受け同意しました。

住 所

氏 名

印

(身元引受人) 住 所

氏 名

印

緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、下記「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

(緊急連絡先)

住 所

氏 名

(続柄)

電 話